

会 議 録

会議の名称	西東京市市民との協働推進懇談会 第2回会議
開催日時	平成 14 年 7 月 23 日(火) 19 時 10 分から 21 時 10 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎 202・203 会議室
出席者	坂口座長 渡辺副座長 秋山委員、小野委員 斎藤委員 菅原委員 須藤委員 瀧島委員 山辺委員（欠席者・高橋委員） （事務局）企画課・神野主幹、生活文化課・山本課長 宮寺主幹 小関主査
議 題	1 開会 2 第 1 回会議の会議録の確認について 3 今後の会議スケジュールの調整 4 市としての協働の考え方 5 協働の定義について 6 協働の形態について 7 西東京市 N P O ボランティア団体の概況 8 西東京市の協働の現状 9 協働の実例報告
会議資料	1 西東京市市民参加条例（№5） 2 協働の定義について（検討素材）（№6） 3 西東京市内の特定非営利活動法人設立認証団体一覧（№7） 4 ボランティアグループ・市民活動団体一覧表（№8） 5 西東京市の協働事例 6 『協働』検討にあたって 7 西東京市の公園管理における行政と市民の協働の現状 8 西東京市行財政改革大綱
会議内容	☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名 坂口座長	会議内容 ・西東京市市民との協働推進懇談会 第 2 回会議を開催する。 ・まず第 1 回会議録の内容確認を行いたい。 →脱字、事務局の役職名などを一部修正の上、内容確認された。
坂口座長 渡辺副座長 坂口座長 渡辺副座長	（今後の会議スケジュールについて） ・今後のスケジュールについて議論したい。 ・回数が多すぎるように思う。また、時間帯も個人的には 18～20 時にして頂きたい。 ・私は 18 時まで勤務があるから難しい。 ・ならば現状でかまわない。 ・会議の回数は上限を 15 回とし、後半の提言書の骨子づくり頃に改めて検討する。

坂口座長 小野委員 斎藤委員 坂口座長	・次に、「外部講師」と「ワークショップ」について議論したい。 ・講師について、総論的な協働の定義よりも、現実の NPO センターの運営に苦労した人を講師に招いたほうがよいのではないか。 ・テーマと講師の方のことはもう少し時間をかけて検討してはどうか。 ・NPO、市民活動の機能について適切な方を招きたいので、行政や NPO あるいは市政に詳しい人を渡辺副座長に次回何人か上げてもらいたい。 ・ワークショップについては再度検討する。日時・テーマは未定。
坂口座長 神野主幹	(市としての協働の考え方について) ・資料をもとに事務局から説明していただきたい。 ・西東京市市民参加条例案は、市議会において現在継続審議中である。 ・行財政改革大綱について説明した。 ・「西東京市総合計画」について説明した。
坂口座長 宮寺主幹 坂口座長 事務局 小野委員 菅原委員 坂口座長 宮寺主幹 小野委員 小関主査 坂口座長	(社会貢献団体について) ・協働の相手方として、社会貢献団体や市民が考えられるが今回の懇談会の協働の相手として市はどう考えているか。 ・協働の相手は基本的に NPO・市民ボランティア団体だが、責任の所在が重要。又、その団体の事業の継続性、発展性が重要と考える。 ・資料 No.3 P1 の都の定義に順じた考えなのか。 ・それに順じた考えをもっている。 ・社会貢献団体と言っても、NPO とボランティア団体をごちゃ混ぜにせず区別すべきだ。定義づけの確認をすることが必要と思う。 ・それは難しいのではないかと。無理である。 ・継続性のない団体(例：市民祭り実行委員)はどうするのか。 ・今回は協働の相手は個人ではなく継続性のある団体としたい。 ・資料 No.9 にでている団体は全部含まれるのか。 ・一定期間、協働の形態がとられれば入る。一日ゴミ拾い等は入らない。この会議は当然入ると考える。 ・まとめると、「懇談会設置要綱」中の社会貢献団体というのは、継続的に社会貢献活動を行う民間非営利団体ではあるが、一定期間市と事業を協働する場合の団体も含めるとする。(例：実行委員会や各種協議会など)
坂口座長 宮寺主幹 渡辺副座長	(協働の定義について) ・最初に事務局、次に渡辺副座長に説明していただきたい。 ・資料 No.6 について説明した。 ・資料「協働の検討にあたって」について説明した。
坂口座長 宮寺主幹 坂口座長 渡辺副座長 須藤委員 秋山委員 坂口座長	(協働の形態について) ・資料をもとに事務局から説明していただきたい。 ・第1回配布資料No3 について説明した。 ・委員の意見や質問を求めます。 ・協働で1番問題なのは委託である。対等の原則には委託は入らないと考える。 ・委託には発注と受注の上下関係が発生する。 ・そういう意味で言うと自分たちの仕事の委託は協働と呼べるかよく整理できていない。 ・補助金をもらわないで事業をしてきた。委託を行政のできない部分を NPO で実施する基盤を作るものと位置付けている。 ・営利企業と行政との委託・受託関係と、NPO と行政との委託・受託関係では差別化ができていくのではないかと。

渡辺副座長	黒板に図を書く。 A ; 完全に行政が行う領域 E : 民間の行う領域 B : 行政主導 D : 民間主導 C : B と D の中間 をそれぞれ表している。 (横浜コードより) 行政 ← → 民間 ・ 協働には民間と行政が対等な C の状況で意識しながらも、行政主導の B や民間主導の D の状況もありうる。
坂口座長	・ この議題については、委託が一番難しい部分であり、引き続き議論する。
坂口座長 小関主査	(西東京市の NPO 法人・ボランティア団体の概況について) ・ 資料をもとに事務局から説明していただきたい。 ・ 資料№4、№7、№8 について説明した。 ・ 現在、市内に NPO 法人は 25 団体あるが、書類審査により法人格は取得でき、また責任や能力などの面を考慮すると、すべてが協働の相手方となるわけではないと考えている。 ・ NPO 法人以外のボランティア団体については、正確に把握することが困難であり、資料№8 は社会福祉協議会と関わりのある団体の一覧である。実際はもっと多くの団体が地域で活動しているものと想定する。
坂口座長	・ この中の団体でも、行政との協働の事業が想定される団体とされない団体が出てくるので今回の資料は参考程度にとどめる。
坂口座長 小関主査 斎藤委員	(西東京市の協働の現状について) ・ 資料をもとに事務局から説明していただきたい。 ・ 資料 No.9 について説明した。 ・ 事例の中で社会福祉協議会へ委託と書かれているものがあるが、これは社協の独自事業であり、委託事業ではないので訂正する。 ・ 福祉祭りは社協の事業ではなく、福祉祭り実行委員会の事業である。
坂口座長 小野委員 菅原委員 小野委員 坂口座長 山本課長 坂口座長 須藤委員	(協働の実例報告について) ・ 小野委員と須藤委員から説明していただきたい。 ・ 資料「西東京市の公園管理における行政と市民の協働の現状」について説明した。 ・ まったくのボランティアなのか。 ・ 行政は材料費提供のみ。あくまで楽しくやるのが目的。 ・ 口約束だけでは継続性があるとは思えないが、資料にある協定書がないというのは事実なのか。 ・ 次回までの宿題として事実確認する。 ・ 小野委員の報告では、協定書や要綱の部分に多少問題があると思われる。 ・ 次に須藤委員にお話しいただきたい。 ・ 資料 No.9 委託の欄にある「高齢者への配食サービス」を年輪で受託している。 ・ 1994 年にすでに配食サービスを開始していたが、当時は任意団体だった。 ・ 配食サービスのポイントとして、自分で食べて美味しいものを配るように心がけている。
坂口座長 須藤委員	・ 「年輪」では一部は市との協働事業でほかに独自事業も行なっているのか。 ・ 24 時間の巡回サービスを実施している。

坂口座長 山本課長 小野委員 須藤委員 渡辺副座長	・続いて、山本課長からお話しいただきたい。 ・当時の担当者に聞いたところ、平成 11 年まで週 2 回の配食サービスをしていた。 ・平成 12 年の介護保険制度改正に伴い、対象者や配食回数を拡大することとなり、委託業者を 3 社に増やすことにした。数社の応募があったが、NPO を活用したいという市からの考えから「年輪」を選んだ。 ・配食サービスについて特にアンケートを取らなくても、市に直接苦情がくる。業者の方には、苦情が入り次第その旨を伝えて改善されている。「年齢」の場合は、サービスはうまくいっている。 ・他の事業に比べ、行政からの委託事業はメリットはあるのか。 ・行政からの委託は経済基盤が固まるメリットはあるが、その分、自分たちのやりたいことが制限され、動きにくくなる面もある。 ・NPO と行政の関係をしっかり考える必要がある。 ・NPO に委託すると行政自らが動くより費用が 3 分の 1 程度で済むことがある。費用が安いのを理由に委託するのではなく、協働をしていく視点を持つことが必要がある。
坂口座長	(次回会議について) ・「まちづくり市民会議意見書」と「東京都への提言書」について検討するので、それぞれ精読をお願いする。 ・以上で本日の会議を終了する。